
米原市内小中学校における通学に関する
基本方針

平成 27 年 3 月

米原市教育委員会

目 次

はじめに	2
I 米原市内における小中学校の通学の現状・課題	2
1 小学校における通学の現状・課題	2
(1) 通学方法の現状	2
(2) 課題	3
2 中学校における通学の現状・課題	3
(1) 通学方法の現状	3
(2) 課題	3
II 米原市内小中学校における通学に関する基本方針について	4
1 小学校の通学について	4
(1) スクールバス等の利用基準について	4
(2) 通学の安全確保の対策について	4
2 中学校の通学について	5
(1) スクールバス、自転車等の利用基準について	5
(2) 通学の安全確保について	5
おわりに	5

米原市内小中学校における通学に関する基本方針

はじめに

現在、市内には小学校9校、中学校7校がありますが、通学手段については基本的に旧町の地域の実情に合わせた方法を引き継いできました。

少子化、高齢化等が進み、社会情勢が急激に変化している中、本市においても児童数の減少により集団登下校ができないことや高齢化により地域の見守り活動が困難になってきているということ、さらには近年多発している熊出没への対応など、通学に関して様々な課題が生じています。

そのため、市内小中学校の通学のあり方について全市的な視点で改めて検討するため「米原市における通学のあり方に関する検討委員会」を設置し、検討を重ねていただき、平成26年12月に提言書として報告をいただきました。

今回、その提言書を受けて、米原市内小中学校の通学に関する基本方針をまとめました。今後、この方針に基づき、児童生徒の安心安全な通学の確保を図ってまいります。

I 米原市内における小中学校の通学の現状・課題について

1 小学校における通学の現状・課題

(1) 通学方法の現状

市内の9小学校の通学方法は、一部の通学者がスクールバス、路線バス、デマンドタクシー（まいちゃん号、カモン号）を利用しているほかは徒歩による通学です。

学校名	地域（字）	スクールバス等の利用
柏原小学校	大野木、須川、柏原7（長沢）、梓、河内	湖国バス利用
山東小学校	西山、長岡、万願寺	スクールバス利用
伊吹小学校	甲津原、曲谷、甲賀、吉槻、上板並、下板並、大久保、小泉	スクールバス利用
春照小学校	藤川、寺林、上平寺	スクールバス利用
米原小学校	磯（中・元・南）	1～3年生のみ干拓資料館までデマンドタクシーを利用
河南小学校	河南、樋口、三吉、南三吉、西坂、東番場、西番場	スクールバス利用
	上丹生	1・2年生のみ、湖国バスを利用
息長小学校	近江さくらが丘	登校は湖国バスを利用し岩脇バス停まで、下校は岩脇バス停からデマンドタクシーを利用

(2) 課題

現在の小学校における児童の登下校については、次のような課題があります。

- ① 児童の減少により集団登下校が難しくなっており、特に下校時には1人になってしまうなど、防犯上・交通安全上の問題が懸念される。
- ② スクールバスや路線バス等を利用できる範囲が旧町からの基準であることおよび学校統合によるものであることから、改めてスクールバスの運行や路線バス等の利用についての基準を整理する必要がある。
- ③ その他、熊の出没への対応、路線バスと教職員の就業時間の調整など、学校や地域の個別課題に対しても適切な対応が必要である。
- ④ スクールガード等の皆さんも高齢化などによりだんだん活動が難しくなっており、今後、改めて地域あげての取組を推進いただくようお願いしていく必要がある。

2 中学校における通学の現状

(1) 通学方法の現状

市内の7中学校の通学方法は徒歩または自転車による通学のほか、一部の通学者がスクールバスを利用しており、その現状は次のとおりです。

○自転車通学の現状

学校名	学校ごとの自転車の利用基準
柏原中学校	範囲を指定して自転車通学を許可
大東中学校	条件により申請に基づいた許可制
伊吹山中学校	範囲を指定して自転車通学を許可
米原中学校	字ごとに通学方法基準があるが、字内でも通学距離の違いがあることから通学方法が選択できる。
河南中学校	全員が自転車通学可能
双葉中学校	条件により申請に基づいた許可制

○スクールバス利用の現状

学校名	利用地域(字)
東草野中学校	甲津原、曲谷、甲賀
伊吹山中学校	上板並、下板並、大久保、小泉、藤川、寺林、上平寺

(2) 課題

現在の中学校における生徒の登下校については、次のような課題があります。

- ① 集団登下校でないため防犯上の問題が懸念される。
- ② 特に自転車通学者は交通事故の心配があり、交通安全対策が必要である。また一方で、交通ルールやマナーが守られないことがあり、徹底する必要がある。

- ③ 自転車を利用できる基準が学校によってバラバラであるため、何らかの基準を整理する必要がある。

Ⅱ 米原市内小中学校における通学に関する基本方針について

「米原市における通学のあり方に関する検討委員会」からの提言を踏まえ、今後の米原市内小中学校における通学に関する基本方針を次のように定め、児童生徒の安心安全な通学の確保を図ります。

1 小学校の通学について

(1) スクールバス等の利用基準について

小学校の児童は徒歩通学を基本とする。ただし、以下に掲げる要件に該当する場合および今までの徒歩以外の通学方法をとる場合には、地域事情や子どもの体力等を考慮した上で通学支援対策（見守り活動、路線バス、スクールバスなど）をとることができるものとする。

なお、具体的な対応策については、学校ごとに事情を十分把握し、保護者および自治会（区）と協議した上で決定するものとする。

- ① 通学距離が3 km 以上の地域(字)の児童で、これまでからバス等の利用が認められている児童
- ② 通学距離が2 km以上で次の要件に該当する地域(字)または児童
 - ・ 学校統合によりスクールバスが運行された地域(字)
 - ・ 集落と集落との間に民家がない地域(字)（概ね1 km）
 - ・ 少人数のため集団登下校ができない児童
 - ・ 地理的要件、児童の体力等を考慮し、これまでからバス等の利用が認められている児童
 - ・ 地域(字)の大人による見守り活動が困難な地域(字)
- ③ その他、熊や不審者の出没等により一定期間、子どもの安全確保が必要な場合

(2) 通学の安全確保の対策について

前号の基準を満たす場合にとることができる対策は、自治会や地域の団体、スクールガード等による無償での見守りを基本とし、対応が困難な場合に有償による見守り、バス等利用の順に検討するものとする。

なお、安全確保の対応については、学校、家庭、地域、その他関係機関が連携を密にし、新たな取組も検討し、積極的な施策展開を図るものとする。

《更なる安全安心確保のための新たな取組の例》

- ・ 午後3時に防災無線で下校の見守りについて放送する。
- ・ 青色パトロール車による巡回活動を増やす。
- ・ 同じ方面の子どもたちが一緒に下校する「方面下校」を実施する。
- ・ 「8・3運動（午前8時と午後3時に家の外に出て見守り）」を実施する。
- ・ 地域、保護者へ現状を訴える場の設定。

2 中学校の通学について

(1) スクールバス、自転車等の利用基準について

中学校の生徒は徒歩および自転車通学を基本とする。ただし、自転車の利用は以下の要件に該当する場合にそれぞれの学校長の許可を得て利用するものとする。

また、地理的要件により教育委員会が特に必要と認める場合は、スクールバス等の利用、その他の通学支援対策をとることができるものとする。

なお、具体的な対応策については、学校ごとに事情を十分把握し、保護者および自治会(区)と協議した上で決定するものとする。

【自転車通学が可能な場合】

- ① 通学距離が2 km以上で次の要件に該当する場合
 - ・ 集落と集落との間に民家がない地域(字) (概ね1 km)
 - ・ 複数での登下校ができない場合
 - ・ 部活動等により、早朝または日没後の登下校が想定される場合
- ② 通学距離が2 km未満の場合であって、上記の要件に準じ学校長が必要と認める場合

【スクールバス等の利用が可能な場合】

- ① 通学距離が3 km 以上の地域(字)の生徒で、これまでからバス等の利用が認められている地域(字)
- ② その他、熊や不審者の出没等により一定期間、子どもの安全確保が必要な場合

(2) 通学の安全確保について

中学校については、スクールガード等による見守り活動は特別に実施しないが、小学校の登下校時に合わせて対応が可能な場合には、できる限り行うものとする。

特に自転車通学者は、交通事故の危険性が高く、被害者としてだけでなく加害者となることも想定されるため、交通安全と交通マナーについての教育をしっかりと行う。併せて通学路における危険箇所の点検改修を適宜行い、通学路の安全確保に努める。

おわりに

この基本方針は、提言書の内容を受け、米原市内小中学校の児童生徒における通学の課題を整理し、適切な対策を実施するために策定したものであり、少子化、高齢化が急速に進み、社会情勢も刻々と変化している状況から方針は概ね5年を目途に見直しを実施します。

また、子どもたちの安心安全な通学の確保については、教育委員会や学校だけではなく、家庭、地域、その他関係機関が連携を密にし、見守りの環境の確立に向け施策展開を図ります。